

福岡広域都市計画生産緑地地区の変更(市決定)について

1 生産緑地制度の概要

- 本制度は、都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的に、農地等の所有者の申出に基づき、都市計画に生産緑地地区を定めることができる制度
- 指定後30年間、農地等として管理の義務や建築物等の建設が制限される一方、固定資産税等の軽減措置が受けられる。
- 本市は、平成10年に本制度を導入し、平成30年4月に運用基準の改正を行い、現在までに8地区、2.27haを生産緑地地区に指定している。
- 本市では、「福岡市農林業総合計画」(H29.3策定)において、都市型農業の推進と農地が持つ多面的機能を将来にわたって維持し、市民に潤いと安らぎのある生活環境を提供し続けることができるよう、市街化区域内農地も含めた「農地の保全」に取り組むこととしている。

2 主な指定要件

- 市街化区域内の連坦性がある一団化した農地等で、1地区あたり500㎡以上であること。
- 農業従事者等の状況から、長期に亘って営農継続が可能であると認められること。
 - ・農業従事者の状況
 - 農業従事日数60日以上
 - 年齢50歳以下(ただし、営農継続が可能と認められる場合は、この限りではない)
 - ・経営耕地の総面積30アール(3,000㎡)以上
 - ・農業粗生産額及び農業以外の事業等も含めた収入から安定した営農が確認できること。
- 緑地機能の確保、または、施設園芸等、都市型農業の振興に資する農地等で、都市環境の向上について効果が期待できること。
- 災害時における周辺住民の避難空間等として活用できるよう、防災協力農地として市に登録すること。

3 第9号、10号、11号生産緑地地区の変更

- 本市が都市農業を推進するにあたり、当該生産緑地地区は都市農業振興に資する農地であり、市街化区域内の緑地機能の補完等として良好な都市環境の形成に寄与するため、本案のとおり変更するもの。

4 今後のスケジュール(予定)

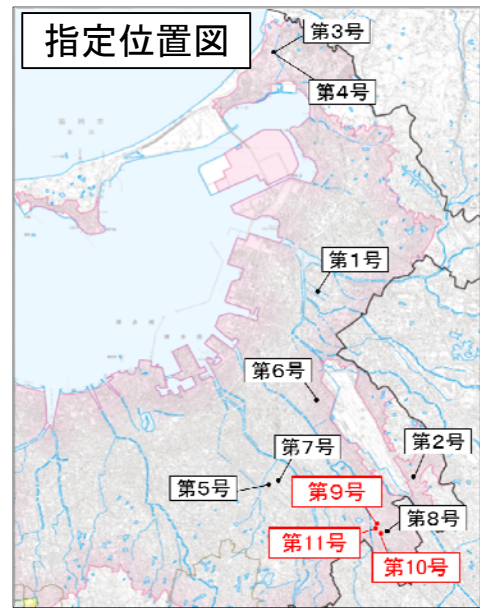
- 令和2年6月 経済振興委員会・福祉都市委員協議会報告(福岡広域都市計画生産緑地地区の変更)
- 令和2年7月 都市計画案の縦覧(法定縦覧)
- 令和2年8月 都市計画審議会に付議
- 令和2年9月 都市計画決定告示

都市計画案であり、決定されたものではありません

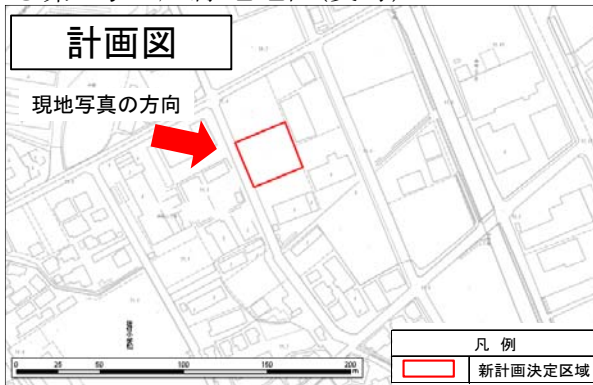
名 称	第9号生産緑地地区(麦野)
所在地	博多区麦野二丁目4番9
指定面積	約0.10ha
生產品目	米

名 称	第10号生産緑地地区(麦野)
所在地	博多区麦野一丁目30番19
指定面積	約0.07ha
生產品目	枝豆, 白菜, キャベツ

名 称	第11号生産緑地地区(板付)
所在地	博多区板付七丁目8番30
指定面積	約0.06ha
生產品目	ブロッコリー, キャベツ, 枝豆



○第9号生産緑地地区(麦野)



○第10号生産緑地地区(麦野)



○第11号生産緑地地区(板付)



都市計画案であり、決定されたものではありません

参考

指定年度	指定番号	所在地	面積 (ha)	生産品目
H10年度	1号	東区松島一丁目	0.73	青ねぎ
	2号	博多区立花寺二丁目	0.30	市民農園
H11年度	3号	東区三苫三丁目	0.20	甘藷, 観葉植物苗
	4号	東区三苫三丁目	0.16	観葉植物
	5号	南区清水三丁目	0.10	しゅんぎく, 小松菜
	6号	博多区上牟田一丁目	0.44	ねぎ
H12年度	7号	南区清水三丁目	0.17	しゅんぎく
H30年度	8号	博多区麦野二丁目	0.17	玉ねぎ, 水菜, 小松菜
R2年度	9号	博多区麦野二丁目	0.10	米
	10号	博多区麦野一丁目	0.07	枝豆, 白菜, キャベツ
	11号	博多区板付七丁目	0.06	ブロッコリー, キャベツ, 枝豆
合計	11地区		2.50	